

1. Press Releases/Topics

NPO 法人 ORGAN が主催する「長良川流域十六地酒めぐり」に協力しています

当行は、平成30年6月13日(水)より、NPO法人ORGANが主催する観光キャンペーン「長良川流域十六地酒めぐり」に協力しています。

岐阜県には清酒製造業者が43社あり、その数は全国7位(※)です。今回、この県内共通の観光資源である「地酒」を活用したキャンペーンを実施するものです。

キャンペーン期間中、長良川流域に存在する酒蔵・ワイナリー等16ヶ所の対象店舗を訪問し、当行の店頭等で配布される「地酒マップ」や、「じゅうろくJCBデビット」を呈示すると、特典の提供が受けられるものであり、季節限定で地酒体験ツアー(地酒タクシーや地酒列車)の実施も予定しております。

また、対象店舗を訪問すると「酒タンブ」を集めることができ、一定数「酒タンブ」を集めた場合、県内の地域産品を取扱う長良川デパート湊町店において、酒類購入の際に特典を受けることが可能な「酒タンブラリー」も併せて実施します。

当行とNPO法人ORGANは、当キャンペーンを通じて県内観光資源の魅力を発信するとともに、交流人口・域内消費額の拡大を目指します。

参 照	【十六地酒めぐり専用 web サイト】 https://tamamiya-bar.com/jizakemeguri
お問い合わせ	法人営業部 地域開発グループ (TEL 058-266-2523)

※国税庁清酒製造業の概況平成28年度調査分より引用

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

「清流の国ぎふ 食と農の商談会2018」を開催します

当行は、岐阜県との共催で、岐阜県内の食品関連事業者さまとバイヤー企業さまとの商談の場を提供する「清流の国ぎふ 食と農の商談会2018」を以下のとおり開催いたします。今回は、商談会に先立ち、「事前セミナー・ワークショップ」を開催します。「事前セミナー・ワークショップ」では、商談時のプレゼンテーションのテクニック向上をはかり、商談の成約率を高めることを目的として実施します。

当行は、こうした取組みを通じて、農業・食品関連産業の振興をはかってまいります。

名 称	「清流の国ぎふ 食と農の商談会2018」	
	事前セミナー・ワークショップ	個別商談会
日 時	平成30年8月1日(水) 13:00~16:00	平成30年8月30日(木) 13:00~17:00
場 所	岐阜商工会議所 1-A会議室 (岐阜市神田町2丁目2番地)	じゅうろくプラザ 5階大会議室 (岐阜市橋本町1丁目10番地11)
定 員	20社程度 ※個別商談会にお申し込みいただいた事業者さまが対象となります。	40社程度
対 象	バイヤー企業との商談を希望する、以下の①もしくは②に該当する事業者さま ① 岐阜県内の農林漁業者・事業者 ② 岐阜県内に本社を有する食品製造業者 ※バイヤー企業詳細については、当行本支店窓口または地域開発グループまでお問い合わせください。	
参加料	無料	
申込期限	平成30年7月20日(金)	
申込方法	エントリーシート(会社案内、商品パンフレット、FCPシートを添付)に必要事項をご記入のうえ、 当行本支店窓口または岐阜県内農林事務所窓口にてお申込みください。 ※エントリーシート、FCPシートは当行ホームページからダウンロードが可能です。	
お問い合わせ	法人営業部 地域開発グループ (TEL 058-266-2523)	

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
8月7日 (火) 13:45～15:05	8月7日 (火) 13:30～15:00
8月16日 (木) 13:45～15:05	8月14日 (火) 13:30～15:00
8月21日 (火) 13:45～15:05	8月21日 (火) 13:30～15:00
8月28日 (火) 13:45～15:05	8月27日 (月) 13:30～15:00

(渡辺弁護士／お1人さま20分)

(山口弁護士／お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所（JR名古屋駅徒歩5分）に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)	PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)
8月1日 (水) 13:00～16:00	8月9日 (木) 13:00～16:00
8月23日 (木) 13:00～16:00	

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)	星が丘支店会場
8月2日 (木) 13:00～16:00	8月22日 (水) 13:00～15:30

(全会場 小野税理士／お1人さま30分)

北長良支店会場
8月8日 (水) 13:00～15:30

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 「新価値創造展2018」（第14回中小企業総合展 東京）出展者の募集 受付中！【7/13まで】

主 催	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
内 容	「新価値創造展2018」は、新しいアイデアや技術を求める大企業・中堅企業等の研究開発、事業企画、マーケティング部門をはじめ、新製品やサービスの取り扱いを目指す企業等との連携構築、共創、ビジネスマッチングを目指す展示会です。 「新価値創造展2018」では、今、注目されている3つのテーマを設定し、29のカテゴリーに分類した出展対象分野ごとに会場をゾーニングしています。出展者の事業内容やマッチング希望内容に最も近いテーマを選ぶことで、来場者が出展者情報に迅速にアクセスでき、ビジネスマッチングを効率よく推進できるように考慮しています。 ぜひご応募ください。 【テーマ】 1. 産業・技術(生産技術／新素材／IoT／ロボット) 2. 健康・福祉(健康／予防／医療／介護) 3. 環境・社会(環境／防災／社会・地域課題)
出展対象	自らの製品・技術・サービスを保有する中小企業・ベンチャー企業であって、「新価値創造展2018」に自らの製品等を出展することでビジネスマッチングを希望する者。 ※出展の際には一定の審査がございます。
開催日時	平成30年11月14日(水)～平成30年11月16日(金) 10:00～17:00
場 所	東京ビッグサイト 東2・3ホール (東京都 江東区有明3丁目11-1)
参照サイト	新価値創造展事務局 https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/exhibitor/shinkachi2018/

➤ 「超人手不足時代を乗り切る『採用』セミナー」の開催 受付中！【8/1まで】

主 催	岐阜市
内 容	本セミナーでは、これまで1,600社以上の中小企業に独自の採用・人事制度構築法を指導している 荻須 清司氏 を講師に招き、「超人手不足時代を乗り切る採用マインド」をテーマとして、超人手不足時代到来の背景や、採用に失敗する企業の特徴、成功する採用マインド等についてご講演いただきます。ぜひご参加ください。 【第1部】 テーマ:「超人手不足時代を乗り切る採用マインド」 講 師:株式会社エニシードコンサルティング 代表取締役 荻須 清司氏 【第2部】 テーマ:「ハローワークを利用した効果的な求人募集」 講 師:ハローワーク岐阜
日 時	平成30年8月1日(水) 14:00～16:30
場 所	みんなの森 ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ (岐阜市司町40番地20)
定 員	30名(先着順)
費 用	無料
参照サイト	岐阜市 商工観光部 産業雇用課 http://www.city.gifu.lg.jp/33499.htm

➤ **事業可能性評価にチャレンジする企業を募集**

受付中！【説明会：8／2まで、応募：10／3まで】

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター	
内 容	岐阜県産業経済振興センターでは、「事業プランの実現可能性を、専門家の客観的な評価をもとに見極めたい！」「新事業の立ち上げの‘勘所’など実践的なアドバイスを得たい！」といったニーズをお持ちの経営者や創業予定者を対象として、「事業可能性評価」への申請企業を募集しています。 併せて、事業可能性評価に関心のある方等を対象とした説明会を開催します。説明会では、昨年度「A評価(事業可能性大)」を受けた企業の体験談も聞くことができます。ぜひご参加ください。 【事業可能性評価についての概要・メリット】 ○貴社の事業プランの実現可能性について、現役経営者や専門家からなる審査委員が評価・格付けを実施。 (有望性・技術の先端性・発展性等を総合的に分析し、A,B,Cの三段階で評価) ○特に、A評価(事業可能性・大)企業には、「マスコミへの積極的紹介」などのメリット。 応募企業には、評価の段階ごとに、事業化に必要な支援を継続的に実施。 ○格付けするメンバーには、現役の経営者も参加。審査会でのプレゼンの際に、豊富なビジネス経験による実践的アドバイスが得られる。	
対 象	岐阜県内に事業所を有する中小企業者で、新製品や新サービスの事業展開を考えている方。または、岐阜県内で創業予定の方。	
費 用	無料	
説明会	日 時	平成30年8月7日(火) 13:30～16:00
	場 所	OKB ふれあい会館 14階 展望レセプションルーム (岐阜市藪田南5丁目14番53号)
	定 員	30名(先着順)
	対 象	事業評価の申請を予定されている方、事業評価に関心のある方、 中小企業に対する支援機関の方
	費 用	無料
	申込締切	平成30年8月2日(木)
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2018062601/index.asp	

3. 経営教室

国際税務教室

国際観光旅客税の創設

観光立国の実現に向けた施策が推進される中、観光基盤の拡充・強化を図るための財源の確保を目的として、平成 30 年度税制改正により国際観光旅客税が創設されました（※1）。これにより、2019 年（平成 31 年）1 月 7 日以後に日本から出国する旅客（以下、「国際観光旅客」とします）には、出国 1 回につき 1,000 円の納付が義務付けられます。国際観光旅客税は、原則として、航空会社等の国際旅客運送事業者が、チケット代金に上乗せする等の方法で、納税義務者である国際観光旅客から徴収し、国に納付するといった特別徴収制度が適用されます。

国際観光旅客税は、出国の目的を問わず課税されることから、訪日する外国人だけではなく、観光以外の目的で出国する日本人も、出国に際して納付が義務付けられます（※2）。したがって、会社の従業員が海外へ出張を行う場合においても、納付が必要となります。従業員が納付義務を負う国際観光旅客税を、会社が負担した場合の課税関係はどのようなのでしょうか。所得税法上、従業員の出国が業務の遂行上必要なものである場合には、会社が負担した国際観光旅客税は旅費として非課税とされ、それ以外の場合には給与として課税所得となります。他方、法人税の取り扱いを見れば、業務の遂行上必要なものである場合には旅費交通費として、それ以外の場合には給与とされることから、いずれの場合にも損金の額に算入されるものとなります（※3）。（※1）国際観光旅客税法（平成 30 年法律第 16 号）（※2）訪日外国人約 2,400 万人/年、出国する日本人約 1,700 万人/年の合計おおよそ 4,100 万人/年が納税義務者となるものと見込まれます。（※3）「国際観光旅客税に関する Q&A」平成 30 年 4 月 国税庁消費税室

国内税務教室

法人税法第 22 条の 2 の創設

収益認識会計基準の導入を受けて、法人税法第 22 条の 2 が創設されました。法人税法第 22 条の 2 において、収益の額は、別段の定めがあるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが定められました。

一方で、収益認識会計基準に対応する消費税法の改正が行われていないことから、取引によっては法人税と消費税の間で、計上時期及び計上額が乖離する可能性がある点に注意が必要です。例えば、収益の計上単位について、収益認識会計基準は「履行義務単位」で計上しており、法人税もこれを踏襲する一方で、消費税は従前の通り原則として「取引単位」で収益を計上することとなります。

そのため、商品の販売と保守サービスが混在する契約で、それぞれの対価が合理的に区分されていない場合には、法人税については、商品の販売は引渡し時点で、保守サービスはサービスの提供期間にわたり履行義務を充足すると判断して、その提供期間に応じて収益を認識します。しかし、消費税は「取引単位」で収益計上することから、商品の販売と保守サービスともに引渡し時点において収益計上することとなります。

また、収益認識会計基準は、平成 33 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの強制適用となりますが、法人税法第 22 条の 2 は、平成 30 年 4 月 1 日以後「終了」事業年度からと、収益認識会計基準に先んじて適用となっている点についても留意が必要となります。

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

小型人工竜巻吸引装置

～吸引力の高い小型の竜巻式吸引装置の技術のご紹介です～

◆背景

竜巻は強い旋回・上昇流を伴う自然現象です。この竜巻の特徴を利用した吸引装置は開発されていましたが、吸引口の他方に吐出装置や噴流専用の送風装置および大型のダクトやフードなどの装置が必要で、装置は大型となっていました。

◆発明概要と利点

本発明者は、吸気口のノズルを公転させることで、強い人工竜巻を発生させることに成功しました。その先端部から主に空気を吸引し、その側面からはあまり吸引しないため、**指向性のある吸引**が行えます。

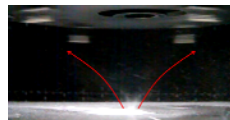
周方向速度と軸方向速度を与える機構が一体なため、従来の吸引装置に必要であった大型のダクトやフード、旋回流を発生させる噴流用の装置が不要で、**装置の小型化が可能**です。

公転する吸引ノズルを用いることで強く安定した人工竜巻が発生するので、煙のみならず小さな固形物の吸引除去も可能です。

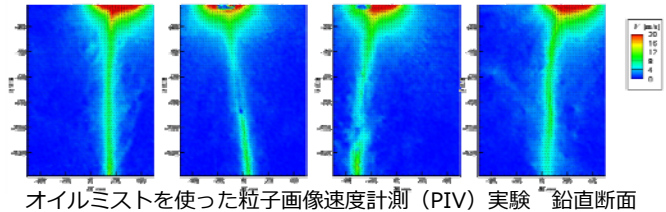
◆本装置による吸引実験



ドライミストを強力に吸引することに成功



ガラスビーズ
(粒径 0.1mm, 比重 2.5)を
持ち上げることに成功



オイルミストを使った粒子画像速度計測（PIV）実験 鉛直断面

技術紹介の動画：<https://www.youtube.com/watch?v=iPip2-AWPX8>



換気装置、排気装置、分煙装置、空調装置、洗浄装置などに応用できる技術です。
一緒に実用化を目指してくださる企業様、ぜひお気軽にお問合せくださいませ。

お問い合わせ： 国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

技術移転担当コーディネータ 佐藤 久美

電話番号： 052-735-7276

E-mail: sato.kumi@nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。